

新基本計画体系案

資料8-3-1

地域づくりの方向	1 あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち
----------	-------------------------------

新基本計画体系案

【政策】

【施策】

1-1 参画と協働の推進	①区民参画の推進 ②多様な主体による連携・協働の促進
1-2 地域力の向上	①地域を担う人材・団体の育成支援 ②地域における活動拠点の充実

現基本計画体系

【政策】

【施策】

1-1 参加と協働の基盤づくり	①地域活動の活性化と連携の促進 ②協働の仕組みづくり ③地域住民相互の交流の促進
1-2 地域力の再生	①地域を担う人材・団体の育成 ②地域の課題解決力の向上

変更理由:

- (1-1) 現計画における政策1-1「参加と協働の基盤づくり」は「参画と協働の推進」とする。
これまで地域区民ひろば等の活動拠点を整備し、利用者の交流を中心とした事業を展開してきた。その基盤を生かし、今後は、交流も進展させつつ未利用者層の取り込みを図り、また大学や事業者等の多様な主体と連携できるよう支援して、区民自らが地域の様々な課題解決に取り組めるよう施策①「区民参画の推進」を進める。
- (1-2) 現計画における政策2-1「地域力の再生」は「地域力の向上」とし、引き続き重要な課題である「地域を担う人材・団体の育成支援」に加え、コミュニティ活動の場としての「地域における活動拠点の充実」を施策②に掲げる。

新基本計画体系案

資料8-3-2

地域づくりの方向	2 多様性を尊重しあえるまち
----------	----------------

新基本計画体系案

【政策】

【施策】

2-1 多文化共生の推進

①外国人住民とのコミュニティの形成・促進

②国際理解の推進

2-2 平和と人権の尊重

①平和と人権意識の普及・啓発

2-3 男女共同参画社会の実現

①あらゆる分野における男女共同参画の推進

②ワーク・ライフ・バランスの推進

③配偶者等暴力防止対策の充実

現基本計画体系

【政策】

【施策】

4-1 多文化共生の推進

①多文化共生の推進

4-2 平和と人権の尊重

①平和と人権の尊重

4-3 男女共同参画社会の実現

①男女共同参画社会の条件整備

変更理由:

- (2-1) 施策①「外国人住民とのコミュニティの形成・促進」については、急増する外国人住民に対し、各関連部署でより積極的に地域コミュニティとの関わりや交流を促進するため変更する。
- (2-1) 施策②「国際理解の推進」については、教育や文化交流などを通じ、多文化共生のための理解を深める施策とする。
- (2-2) 「平和と人権の尊重」については、現計画では、政策と施策が同一の表現であったが、計画事業への連動を考慮し、表現を改めた。
- (2-3) 現計画の施策①「男女共同参画社会の条件整備」では、施策として見えにくい部分があったため、「男女共同参画社会の実現」のために、柱とすべき具体的な施策を細分化して掲げることとした。

新基本計画体系案

資料8-3-3

地域づくりの方向

3 すべての人が地域で共に生きていけるまち

新基本計画体系案

【政策】

【施策】

3-1 地域福祉の推進

- ①福祉コミュニティの形成
- ②総合的・包括的なケア基盤の充実
- ③福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

3-2 地域における自立生活支援

- ①日常生活への支援
- ②就労支援の強化
- ③社会参加の促進
- ④介護予防の推進
- ⑤生活困窮者等への自立支援の強化

3-3 健康な生活の維持・増進

- ①がん等の疾病予防の推進
- ②健康づくりの推進
- ③健康危機管理の強化
- ④地域医療体制の充実

現基本計画体系

【政策】

【施策】

2-1 地域福祉の推進

- ①福祉コミュニティの形成
- ②地域ケアシステムの構築
- ③福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

2-2 地域での自立生活支援

- ①高齢者・障害者への自立支援の強化
- ②介護予防の推進
- ③社会参加の促進
- ④施設サービス等の基盤整備
- ⑤生活困窮者等への自立支援の強化

2-3 健康

- ①健康づくりの推進
- ②がん対策の推進
- ③多様化する保健課題への対応
- ④健康危機管理
- ⑤地域医療の充実

変更理由:

- (3-1) 現計画の施策②「地域ケアシステムの構築」は「地域包括ケアシステム」という医療介護総合確保法における用語と混同されやすいので回避し、「地域保健福祉計画」における記述を踏まえて、「総合的・包括的なケア基盤の充実」とし、施策③「福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進」に含まれないハード整備やシステム構築などを網羅する施策群として整理する。
- (3-2) 「地域における自立生活支援」における施策を、対象者別ではなく、目的別に再整理する。今後10年間で介護予防の重要性は一段と高まっていくことから、施策④「介護予防の推進」は「生活支援サービス」と一緒にせず、独立させる。
- (3-3) 改定したばかりの健康プランの体系を維持しつつ、「がん」対策を重視する。ただし、「がん」だけが疾病予防の推進の施策ではなく、いずれも重点的に取り組むべきものなので、施策①は「がん等の疾病予防の推進」とする。

地域づくりの方向 4 子どもを共に育むまち

新基本計画体系案

【政策】

【施策】

4-1 子どもの自己形成・参加支援

- ①子どもの社会参加・参画の促進
- ②困難を有する子どもやその家族への支援
- ③子どもの成長を地域で支えるための環境整備

4-2 子ども・子育て支援の充実

- ①地域の子育て支援の充実
- ②保育施設・保育サービスの充実

4-3 学校における教育

- ①「確かな学力」の育成
- ②「豊かな人間性」の育成
- ③「健やかな心と体」の育成
- ④教師力の向上と教育環境の整備

4-4 地域に信頼される教育

- ①家庭教育の支援
- ②地域人材の活用
- ③学校施設の整備

4-5 未来を切り拓くしまの子の育成

- ①新しい時代を拓く教育の推進
- ②幼児教育プログラムの展開

現基本計画体系

【政策】

【施策】

3-1 子どもの権利保障

- ①子どもの権利の確立
- ②安全な生活の保障
- ③遊びと交流の保障

3-2 子育て環境の充実

- ①総合相談体制の推進
- ②子育て支援サービスの充実
- ③サービス提供システムの整備

3-3 幼児教育

- ①幼児教育の振興

3-4 学校における教育

- ①生きる力を育む教育の推進
- ②魅力ある学校づくり
- ③教育環境の整備
- ④安全・安心な学校づくり

3-5 地域における教育

- ①家庭教育の支援
- ②学校・家庭及び地域の連携協力

変更理由:

(4-1)(4-2) 平成27年3月策定の「子どもプラン」の施策体系(参考資料8-1、4ページ)に合わせて基本計画の体系を変更する。「子どもプラン」の体系のうち「Ⅱ. 子ども・子育て支援の充実」を別にして、それ以外の3つの施策「Ⅰ. 子どもの自己形成・参加支援」「Ⅲ. 困難を有する子どもやその家族への支援」「Ⅳ. 子どもの成長を地域で支えるための環境整備」を1つにまとめる。

(4-3)(4-4)(4-5)

平成27年3月策定の「教育ビジョン2015」の施策体系(参考資料8-1、5ページ)に基づき、政策、施策を変更する。
 なお、政策レベルで「未来を切り拓く豊島の子の育成」を追加し、都市型環境教育、教育の情報化及び幼児教育の充実施策を明確にした。

新基本計画体系案

資料8-3-5

地域づくりの方向性

5 みどりのネットワークを形成する環境のまち

新基本計画体系案

【政策】

【施策】

5-1 みどりの創造と保全

- ①みどりの拠点拡大
- ②みどりのネットワークの形成

5-2 環境の保全

- ①低炭素地域社会づくりの推進
- ②自然との共生の推進
- ③地域美化の推進
- ④都市公害の防止

5-3 ごみ減量・清掃事業の推進

- ①3Rの推進
- ②安定的で適正なごみ処理の推進

現基本計画体系

【政策】

【施策】

5-1 みどりの創造と保全

- ①みどりの拠点拡大
- ②みどりのネットワーク

5-2 環境の保全

- ①都市公害の防止
- ②低炭素地域社会の実現
- ③環境まちづくり
- ④地域美化の推進

5-3 リサイクル・清掃事業の推進

- ①3Rの推進
- ②資源循環型清掃事業の推進

変更理由:

- (5-1) 現計画の施策②「みどりのネットワーク」について、他の施策の表現に合わせ「みどりのネットワークの形成」に変更する。
- (5-2) 平成26年3月改定の「環境基本計画」の体系(参考資料8-1、6ページ)に合わせ、現計画の施策③「環境まちづくり」を「自然との共生の推進」に変更する。
現計画の施策②「低炭素地域社会の実現」については、他の施策の表現に合わせ「低炭素地域社会づくりの推進」に変更する。
施策の記載順について、環境基本計画の体系に合致するよう変更する。
- (5-3) 政策及び施策の表現を平成26年3月改定の豊島区一般廃棄物処理基本計画(参考資料8-1、8ページ)に掲げる基本方針及び施策体系の表現に合わせる。

地域づくりの方向性 6 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち

新基本計画体系案

【政策】

【施策】

6-1 文化と魅力を備えたまちづくり	①地域の特性を生かした市街地の形成 ②池袋副都心の再生 ③活力ある地域拠点の再生 ④新・旧庁舎を活用した文化にぎわいの創出
--------------------	--

6-2 魅力ある都心居住の場づくり	①安全・安心に住み続けられる住まいづくり ②良質な住宅ストックの形成
-------------------	---------------------------------------

6-3 魅力をささえる交通環境づくり	①総合交通戦略の推進 ②道路・橋梁の整備と維持保全 ③自転車利用環境の充実
--------------------	---

6-4 災害に強いまちづくり	①自助・共助の取り組みへの支援 ②被害軽減のための応急対応力向上 ③災害に強い都市空間の形成 ④無電柱化の推進 ⑤総合治水対策の推進
----------------	--

6-5 安全・安心の強化	①治安対策の推進 ②交通安全対策の推進
--------------	------------------------

現基本計画体系

【政策】

【施策】

6-1 魅力あるまちづくりの推進	①秩序ある市街地更新 ②個性ある快適なまちづくり ③池袋副都心の再生 ④新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり ⑤活力ある地域拠点の整備
------------------	--

6-2 魅力ある都心居住の場づくり	①安心な住まいづくり ②良質な住宅ストックの形成
-------------------	-----------------------------

6-3 交通体系の整備	①道路・橋梁の整備と維持保全 ②自転車・自動車対策の推進 ③公共交通の整備
-------------	---

6-4 災害に強いまちづくりの推進	①防災行動力の向上と連携 ②応急・復興活動を円滑に行う体制の整備 ③災害に強い都市空間の形成 ④総合治水対策の推進
-------------------	--

6-5 安全・安心の確保	①治安対策 ②交通安全対策
--------------	------------------

変更理由:

- (6-1) ・現計画の施策①「秩序ある市街地更新」については、施策の本質を示す柔らかな表現に修正し「地域の特性を生かした市街地の形成」とした。また、現計画の施策②「個性ある快適なまちづくり」については、施策を構成する事業が少ないため、施策①に吸収する。
・現計画の施策④「新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり」と施策⑤「活力ある地域拠点の整備」の順番を入れ替えた。新庁舎と旧庁舎地を活用したまちづくりは、施策③「池袋副都心の再生」の一部を構成する重要な事業を特別に施策として表現するものであり、「活力ある地域拠点の整備」の次に置く。
・現計画の施策④「新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり」については、新庁舎と旧庁舎地周辺のダンベル型のまちづくりを推進する新たなまちづくりを「新・旧庁舎を活用した文化にぎわいの創出」として明確に示す。
※なお、基本構想の改定により「地域の魅力を高める個性あるまちづくり」の手法の例示として『既存ストックの活用を進めるなど』が加わった。施策の表現としては具体的に加えていないが、施策①の中で実施していく。
- (6-2) ・今後急速に増加が予想されている高齢者への対応、空き家、空き室の社会問題化など住宅を取り巻く状況の変化を踏まえ、セーフコミュニティ活動の推進から、安全で安心して暮らせる住まいづくりと住みたいまち、訪れたいまちとして、多くの方から選ばれるための住宅施策を推進する。
- (6-3) ・施策①「総合交通戦略の推進」については、現状の公共交通の整備にとどまらず、鉄道、バス、自転車、歩行者など総合的な交通手段を踏まえた施策の推進を展開する。
・施策③「自転車利用環境の充実」については、施策①「総合交通戦略の推進」を踏まえながらも、放置自転車対策が一定の成果を挙げている現状から、自転車の利用環境を整備する施策に転換する。
- (6-4) ・施策①「自助・共助の取り組みへの支援」と施策②「被害軽減のための応急対応力向上」については、現計画の後期間(平成23~27年度)において、東日本大震災を受けて整理した課題と以後の対応を反映させたため変更となったものである(防災対策基本条例の制定、帰宅困難者対策計画の策定、地域防災計画の修正など)。
・施策④「無電柱化の推進」については、国を挙げて対策の検討がはじまっているため新設する。
- (6-5) ・施策①「治安対策の推進」については、現計画の後期間(平成23~27年度)における新たな安全・安心の確保の取り組みを反映させたため、変更となったものである(セーフコミュニティの認証、暴力団排除条例・危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例・容引き行為等の防止に関する条例の制定など)。あわせて、施策②「交通安全対策の推進」についても表現を統一した。

新基本計画体系案

資料8-3-7

地域づくりの方向	7 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち
----------	----------------------

新基本計画体系案

【政策】

【施策】

7-1 産業振興による都市活力創出

- ①新たなビジネス展開の支援
- ②地域産業の活性化
- ③消費者権利の実現支援

7-2 観光による賑わいの創出

- ①観光資源の発掘と活用
- ②魅力的な観光情報の発信
- ③来街者の受入環境の整備

現基本計画体系

【政策】

【施策】

7-1 都市の魅力による集客力の向上

- ①にぎわい魅力商工都市の形成
- ②観光まちづくりの推進
- ③都市交流の推進

7-2 産業振興による都市活力創出

- ①新たなビジネス展開の支援
- ②地域産業の活性化
- ③消費者権利の実現支援

変更理由:

(7-1)(7-2)

現計画の体系では、政策7-1「都市の魅力による集客力の向上」と政策7-2「産業振興による都市活力創出」の2つの政策の違いが明確ではなかったため、7-1を「観光」と置き換え、その上で新計画においては「産業振興」を「観光」の上位とすべく入れ替えを行った。また、政策の表現を「～による～の創出」に統一した。

(7-2) 平成26年3月策定の観光振興プラン施策体系(参考資料8-1、15ページ)との整合を図るため見直した。現計画の政策7-1における施策①「にぎわい魅力商工都市の形成」、施策②「観光まちづくりの推進」を区別するために、新計画においては施策①を「発掘・活用」、施策②を「情報発信」とした。また、施策③の「来街者」は観光目的の一時的来街者と設定し、対象者いかにまちの魅力を伝えるかを主眼に入れ整理した。

新基本計画体系案

資料8-3-8

地域づくりの方向

8 伝統・文化と新たな息吹きが融合する魅力を世界に向けて発信するまち

新基本計画体系案

【政策】

【施策】

8-1 アートカルチャーによるまちづくりの推進

- ①多様な芸術・文化の創造と創造環境の整備
- ②地域文化・伝統文化の継承と発展
- ③交流の推進による賑わいと発展の共有
- ④アートカルチャーによる魅力の発信

8-2 生涯学習・生涯スポーツの推進

- ①多様な学習活動への支援
- ②スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ③学びを通じた仲間づくり・地域づくり

現基本計画体系

【政策】

【施策】

8-1 文化によるまちづくりの推進

- ①文化によるまちの活性化
- ②新たな文化の創出と創造環境の整備
- ③地域文化・伝統文化の継承と発展

8-2 文化芸術の振興

- ①文化芸術観賞機会の充実
- ②文化を支え、発展させる人材の育成

8-3 生涯学習・スポーツの推進

- ①生涯学習の環境整備
- ②個の学びから社会的な学習活動への転換
- ③スポーツ・レクリエーション活動の充実

変更理由:

- (8-1)
 - ・基本構想の文化政策が国際アートカルチャーを前面に押し出した形で改定されたことに合わせて整理を行った。現計画の政策8-1「文化によるまちづくりの推進」と政策8-2「文化芸術の振興」の区分けを統一した上で、施策を分かりやすく整理した。
 - ・施策①を「多様な芸術・文化の創造と創造環境の整備」とし、新しい形態の文化の創造とそれを可能にする環境整備を意図した。
 - ・施策②の「地域文化・伝統文化の継承と発展」ではトラディショナルな文化のさらなる発展を意図した。
 - ・上記の施策①と②により「アートカルチャー」の創造を目指すものである。
 - ・施策①と②で創造される「アートカルチャー」を施策③の「交流の推進による賑わいと発展の共有」により、友好都市はもちろん都市交流による賑わいと発展の地方との共有をすすめ、さらに施策④の「アートカルチャーの魅力」を国内外に発信することで、豊島区の実在感をアピールするとともに、多くの来街者を招致することを意図する。これにより「アートカルチャー都市」の国際化を確たるものにする。
- (8-2)
 - ・施策①の生涯学習分野については、現状でも様々な主体が多様なプログラムを提供しており、もはや「環境整備」を語る段階ではない。ハード志向からソフト重視への転換を象徴する意味からも、施策①において「多様な学習活動への支援」とした。
 - ・施策②については、平成23年にスポーツ基本法が制定され、この法律では「スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的としていることを受け、文言整理した。
 - ・施策③については、学習を個人レベルで完結するのではなく学習の過程や成果を地域に還元させるという施策の目的自体に変更はないが、よりわかりやすい表現に改めた。また、生涯学習分野だけでなく、スポーツの持つ人や地域の交流を促進し一体感を醸成する力にも着目していくことから、順序を3番目に改めた。